

令和 7 年 3 月
第 3 回（定例）

香芝市教育委員会議 議案

目 次

承第 3 号	香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部改正に関する報告及び承認について	1
議第 4 号	令和 7 年度学校産業医の委嘱について	4
議第 5 号	令和 7 年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	5
議第 6 号	香芝市学校給食費徴収規則の一部改正について	6
議第 7 号	香芝市スポーツ推進委員の委嘱について	1 1
議第 8 号	香芝市社会教育委員の委嘱について	1 2
議第 9 号	香芝市公民館運営審議会委員の委嘱について	1 3
議第 1 0 号	香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱について	1 4
議第 1 1 号	香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について	1 5
議第 1 2 号 (非公開予定)	令和 7 年度香芝市教育委員会事務局職員、幼稚園教職員及び用務員の人事について	1 7
諮第 1 号 (非公開予定)	令和 7 年度認定こども園職員の人事について	1 8

承第 3 号

香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部改正に関する 報告及び承認について

香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部改正について、次のとおり臨時に代理したので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 2 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

臨時代理書

香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部改正については異議のないものとし、教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成3年教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により、臨時に代理する。

令和7年3月10日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正する規則

香芝市有料公園施設の管理に関する規則（平成 21 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「香芝市都市公園条例（昭和 52 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 22 条ただし書の規定により、」を「香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する委任及び補助執行に関する規則（令和 4 年規則第 35 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、香芝市都市公園条例（昭和 52 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 7 条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 10 日から施行する。

議第 4 号

令和 7 年度学校産業医の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、別紙に掲げる者に学校産業医を委嘱することについて議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

議第 5 号

令和 7 年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教委規則第 6 号）第 2 条第 1 3 号の規定に基づき、別紙に掲げる者に学校・幼稚園医、学校・幼稚園歯科医及び学校・幼稚園薬剤師を委嘱することについて議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

議第 6 号

香芝市学校給食費徴収規則の一部改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、香芝市学校給食費徴収規則の一部改正について議決を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

香芝市学校給食費徴収規則（平成 21 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

学校給食費減額申請書

年 月 日

香芝市教育委員会 教育長

学校（幼稚園）名
 学年及び組 年 組 歳児
 子ども氏名
 保護者氏名
 住 所
 電 話 番 号

給食費の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

1 月の初日から末日までに7回以上連続して欠食する場合（2の場合を除く。）

欠食理由	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

【学校（幼稚園）記入欄】

給食停止月の給食数	食	給食再開月の給食数	食
給食停止月の連続欠食数	食	給食再開月の連続欠食数	食

2 食物アレルギー等により給食の一部又は全部を受けない場合

給食停止 の理由等	該当するものにチェックを入れ、及び必要事項を記入してください。 ☐ (1) 食物アレルギーによる給食全ての停止（ 年 月 日から） ☐ (2) 食物アレルギーによる飲用牛乳の停止（ 年 月 日から） ☐ (3) 食物アレルギーによるパンの停止（ 年 月 日から） ☐ (4) 乳糖不耐症による飲用牛乳の停止（ 年 月 日から）
添付書類	上記(1)から(3)まで 学校生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー用） 上記(4) 医師の診断書又は学校給食飲用牛乳除去申請書（乳糖不耐症）

備考

- 減額の対象となる園児、児童又は生徒1人につき、この申請書及び添付書類を学校（幼稚園）に提出してください。
- 減額の決定については、通知書にて後日お知らせします。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

香芝市教育委員会 教育長

学校（幼稚園）名
学校（幼稚園）長

学校給食等停止・再開報告書

給食の停止及び再開について、次のとおり報告します。

1 給食の停止

(1)	学 年 等	年 組 歳	園児、児童又は生徒氏名	
	給 食 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで・未定		
	停 止 す る 給 食	給食全て・牛乳・パン		
	既に停止している給食	なし・牛乳・パン		
	停 止 の 理 由			
(2)	学 年 等	年 組 歳	園児、児童又は生徒氏名	
	給 食 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで・未定		
	停 止 す る 給 食	給食全て・牛乳・パン		
	既に停止している給食	なし・牛乳・パン		
	停 止 の 理 由			
(3)	学 年 等	年 組 歳	園児、児童又は生徒氏名	
	給 食 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで・未定		
	停 止 す る 給 食	給食全て・牛乳・パン		
	既に停止している給食	なし・牛乳・パン		
	停 止 の 理 由			

2 給食の再開

(1)	学 年 等	年 組 歳 児	園児、児童又は生徒氏名	
	給食再開日	年 月 日	再 開 す る 給 食	給食全て・牛乳・パン
(2)	学 年 等	年 組 歳 児	園児、児童又は生徒氏名	
	給食再開日	年 月 日	再 開 す る 給 食	給食全て・牛乳・パン
(3)	学 年 等	年 組 歳 児	園児、児童又は生徒氏名	
	給食再開日	年 月 日	再 開 す る 給 食	給食全て・牛乳・パン

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 7 号

香芝市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第 32 条第 1 項（平成 23 年法律第 78 号）の規定により別紙の者を香芝市スポーツ推進委員に委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

議第 8 号

香芝市社会教育委員の委嘱について

香芝市社会教育委員に関する条例第 2 条第 1 項（昭和 3 4 年 9 月 2 2 日条例第 1 0 号）の規定により別紙の者を香芝市社会教育委員に委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

議第 9 号

香芝市公民館運営審議会委員の委嘱について

香芝市公民館条例第 4 条第 2 項（昭和 5 5 年 3 月 2 8 日条例第 7 号）の規定により別紙の者を香芝市公民館運営審議会委員に委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

議第 10 号

香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和二十四年法律第 207 号）第 9 条の 7 により別紙の者を地域学校協働活動推進員に委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

議第 1 1 号

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

香芝市体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することについて、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則(平成 3 年 9 月 20 日教育委員会規則第 6 号)第 2 条第 2 号の規定に基づき、委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市体育施設条例施行規則（平成 21 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考を次のように改める。

備考

- 1 香芝市総合体育館の本館冷暖房設備、サブ館冷暖房設備及び会議室冷暖房設備並びに香芝市北部地域体育館の冷暖房設備の使用時間が 1 時間未満の場合は、1 時間とする。
- 2 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間における香芝市総合体育館の本館冷暖房設備の使用に係る使用料は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 備考の規定は、施行日以後に許可した香芝市総合体育館の本館冷暖房設備の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可した香芝市総合体育館の本館冷暖房設備の利用に係る使用料については、なお従前の例による。